

# 総務委員会資料

平成30年3月9日

財 政 局

## 陳情の審査

陳情第108号 平成30年度の「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」へのマイナンバーの記載の中止などを求める陳情

資料1 個人住民税の特別徴収事務の概要

資料2 地方税法施行規則の一部を改正する省令（新旧対照表）

資料3 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）地方税法施行規則様式

資料4 特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）に係る本市の対応について

## 個人住民税の特別徴収事務の概要

### 【1 個人住民税の給与からの特別徴収】

事業者が従業員（納税義務者）に毎月の給与を支払う際に、従業員の個人住民税を毎月の給与から徴収し市区町村に納入する制度。特別徴収を行う事業者を特別徴収義務者という。

### 【2 特別徴収事務の流れ】

#### (1) 給与支払報告書の提出

事業者は毎年1月31日までに、従業員（アルバイト、パート、役員等を含む）の給与支払報告書を市区町村へ提出する。

#### (2) 特別徴収税額決定通知書の送付

市区町村は、提出された給与支払報告書等により個人住民税額を計算し、特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に対し、特別徴収税額決定通知書を送付する。

特別徴収税額の決定は、地方税法の規定により5月31日までに通知しなければならないとされていることから、川崎市では毎年5月中旬に特別徴収税額決定通知書を送付している。

特別徴収税額決定通知書には、従業員の毎月の給与から徴収する税額及びその合計額（事業者が毎月市区町村に納入する金額）等を記載した「特別徴収義務者用」と、従業員に配付する「納税義務者用」がある。

#### (3) 従業員からの特別徴収税額の徴収

特別徴収義務者は、従業員の毎月の給与から通知された税額分を差し引き、市区町村へ納入する。

### 【3 特別徴収事務における社会保障・税番号制度に係る事務手続】

社会保障・税番号制度では、特別徴収義務者等の事業者を「個人番号関係事務実施者」と規定し、個人番号（マイナンバー）を利用する事務を行う地方公共団体等に対して、従業員のマイナンバーを各種書類に記載して提供することとしている。

特別徴収事務においては、平成29年1月から事業者が給与支払報告書に従業員のマイナンバーを記載することとされた。また、同年5月から市区町村と事業者の間で正確なマイナンバーを共有することを目的として、特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）にもマイナンバーを記載し事業者へ提供することとされ、地方税法施行規則様式にマイナンバー記載欄が設けられた。

その後、誤配等が生じたことや、管理負担が大きいとの経済界等の要請を踏まえ、平成30年度税制改正の大綱において、平成30年度分以後の書面による通知には、当面、マイナンバーを記載しないとの国の方針が示され、地方税法施行規則の一部改正が行われた。

【参考1 平成30年度税制改正の大綱 抜粋（平成29年12月22日閣議決定）】

一 個人所得課税／5 その他／（地方税）／＜個人住民税＞／(13)

給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、当該通知に記載すべき事項を電子情報処理組織（eLTAX）を使用する方法又は光ディスク等に記録する方法により提供する場合には、マイナンバーの記載を行い、書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わないこととする。

（注）上記の改正は、平成30年度分以後の個人住民税について適用する。

【参考2 特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）の通知方法】

単位：件（人）

通知の方法		概要	送付物	特別徴収義務者数（納税者数） ※平成29年度定期課税時
① 書面による送付		書面を郵送により送付	書面	65,023（231,214）
② 電子的提供	ア 電子情報処理組織（eLTAX）を使用する方法	特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）の内容をデータ化し、電子情報処理組織（eLTAX）を通じて特別徴収義務者へ送信	—	—
		(7) 正本通知	電子署名を付与して書面に代わる正本として送信	電子データ
	(イ) 副本通知	書面による送付に加えて、副本（電子署名なし）として送信	書面と電子データ	32,382（212,722）
	イ 光ディスク等に記録する方法	書面による送付に加えて、通知の内容をデータ化したもの（電子署名なし）を参考（副本）として光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクにより特別徴収義務者へ送付	書面と光ディスク等	122（21,363）

※計：100,090（563,424）

【参考3 地方税法施行規則の一部改正】

税制改正の大綱の方針を踏まえて地方税法施行規則の一部改正が行われ、特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）の副本として当該通知書に記載すべき事項を電子情報処理組織（eLTAX）を使用する方法等により提供する場合の規定、特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）の書面による通知にはマイナンバーを記載しない旨の規定が追加された（資料2）。

なお、特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）の地方税法施行規則様式（資料3）の改正は行われていない。

改正後

改正前

(道府県民税及び市町村民税に係る納税通知書・申告書等の様式)  
**第二条** 法第四十三条の規定によつて市町村が道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に用いる左の表の上欄に掲げる文書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

(道府県民税及び市町村民税に係る納税通知書・申告書等の様式)  
**第二条** 法第四十三条の規定によつて市町村が道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に用いる左の表の上欄に掲げる文書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

文書の種類	様式
(一)～(三) [略]	[略]
(四) 給与所得等に係る特別徴収義務者及び特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によつて徴収する旨の通知書	第三号様式(別表)
(五)～(六) [略]	[略]

文書の種類	様式
(一)～(三) [略]	[略]
(四) 給与所得等に係る特別徴収義務者及び特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によつて徴収する旨の通知書	第三号様式(別表)
(五)～(六) [略]	[略]

2 市町村長は、法第三百二十一條の四第一項及び第五項の規定により指定した特別徴収義務者(以下この項及び次項において「特別徴収義務者」という。)に対する前項の表の(四)の上欄に掲げる通知書(次項において「特別徴収義務者用通知書」という。)の副本として、同条第一項に規定する通知事項(法第三百二十一條の六第一項の規定に該当する場合には、特別徴収税額を変更した旨。次項において同じ。)を、第九條の三の第三項に規定する方法又は第十條第七項に規定する記録用の媒体に当該通知事項に係る情報(第九條の三の三において「通知情報」という。)を記録する方法により特別徴収義務者に提供することができる。

[新設]  
 2 市町村長は、法第三百二十一條の四第一項及び第五項の規定により指定した特別徴収義務者(以下この項及び次項において「特別徴収義務者」という。)に対する前項の表の(四)の上欄に掲げる通知書(次項において「特別徴収義務者用通知書」という。)の副本として、同条第一項に規定する通知事項(法第三百二十一條の六第一項の規定に該当する場合には、特別徴収税額を変更した旨。次項において同じ。)を、第九條の三の第三項に規定する方法又は第十條第七項に規定する記録用の媒体に当該通知事項に係る情報(第九條の三の三において「通知情報」という。)を記録する方法により特別徴収義務者に提供することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、当分の間、市町村長は、特別徴収義務者に特別徴収義務者用通知書の交付(法第三百二十一條の四第七項(法第三百二十一條の六第二項において準用する場合を含む。)(又は前項の規定による通知事項の提供を除く。))を行うときは、第三号様式中「個人番号」及び「個人番号又は法人番号」の欄は記載しないこととする。

[新設]  
 2・3 [略]

4・5 [略]

2・3 [略]

地方税法施行規則の一部を改正する省令(新旧対照表)  
 (平成29年総務省令第83号 平成29年12月26日公布、平成30年1月1日施行)

# 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用） 地方税法施行規則様式

課税市町村名

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）第1項並びに市町村民税条例第 条の規定によって、平成 年度給与所得等に係る市町村民税及び道府県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

平成 年 月 日

市町村長 氏 名 ㊟

第三号様式（用紙日本工業規格B4）（第二条関係）

〒 殿

特別徴収税額		課税人員		非課税人員	
月	人数	納付額	人数	納付額	納付額
6月分			12月分		
7月分			1月分		
8月分			2月分		
9月分			3月分		
10月分			4月分		
11月分			5月分		
(備考)					

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号													
変更月 月																		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号													
変更月 月																		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号													
変更月 月																		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号													
変更月 月																		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号													
変更月 月																		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号													
変更月 月																		

特別徴収義務者	氏名又は名称	個人番号又は法人番号
---------	--------	------------

頁

- 備考
- 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
  - 地方税法第321条の5の2に規定する納期の特例の適用がある場合には、その旨を備考欄に記載すること。
  - 「個人番号」欄には、納税義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。
  - 受給者番号は、給与支払報告書（個人別明細書）に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
  - 市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
  - 「特別徴収義務者」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、特別徴収義務者の個人番号又は法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

## 特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）に係る本市の対応について

### 【1 平成 29 年度の対応】

特別徴収義務者と市区町村との間で正確なマイナンバーを共有することにより公平・公正な課税や事務の効率化に資するとの趣旨に基づき、地方税法施行規則様式にマイナンバーの記載欄が設けられたことから、特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）に納税義務者のマイナンバーを記載して送付した。

### 【2 平成 30 年度の対応】

地方税法施行規則の一部改正を踏まえ、書面による通知にはマイナンバーを記載しないこととする。

電子情報処理組織（eL T A X）を使用する方法又は光ディスク等に記録する方法により提供する場合には、マイナンバーの記載を行うこととされているが、電子的提供の場合であっても、現状では、事務処理誤り等により誤送付の可能性があるため、マイナンバーの変更手続など納税義務者に多大な不便・負担をかける恐れもあることから、電子的に提供する通知についても、誤送付を完全に防止できると判断できるまでの間、マイナンバーを記載しないこととする。

### 【地方税法施行規則の一部改正内容と本市の対応】

特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）の通知方法		地方税法施行規則の一部改正内容		本市の対応	
		改正前	改正後	平成 29 年度分	平成 30 年度分
書面による送付		記載する	記載しない	記載する	記載しない
電子的提供	電子情報処理組織（eL T A X）を使用する方法	正本	記載する	記載する	記載しない
		副本	記載項目なし	記載する	
	光ディスク等に記録する方法	記載する	記載する	記載する	

**【参考 本市の特別徴収事務において発生したマイナンバーの漏えい事案の概要】**

平成 29 年度の特別徴収税額決定通知書を特別徴収義務者へ送付した際に、事務処理の誤りにより本来送付すべきではない特別徴収義務者に送付したため、マイナンバー等の個人情報漏えいする事象が発生した。

①平成 29 年度の特別徴収税額決定通知書の送付状況

平成 29 年 5 月 15 日に 100,090 件（納税義務者（従業員）563,424 人分）の通知書を特別徴収義務者宛てに送付。

②漏えいの状況

次の原因により計 8 件（納税義務者 17 人分）のマイナンバー等が漏えいした。

ア 入力作業の誤り

特別徴収義務者と納税義務者を結び付けるための指定番号について、職員が別の特別徴収義務者の番号を誤って入力した。また、入力した内容についても、職員によるチェックが不十分であったため、誤りを発見できなかったもの。

イ 封入封かん作業の誤り

特別徴収税額決定通知書の封入封かん作業において、本市の委託業者が別の特別徴収義務者宛ての封筒に誤って封入してしまったが、件数の照合作業が不十分であり、誤りを発見できなかったもの。

※ 漏えいしたマイナンバーについては、納税義務者から申出があったものについて職権で番号を変更した。